

■ 個人情報の取扱いについて

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
平成 16 年 12 月 24 日（平成 18 年 4 月 21 日改正・平成 22 年 9 月 17 日改正）

以下、一部を抜粋する。

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方

4.本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲

法令上、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されている。本ガイドラインは、医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち、医療・介護関係の情報を対象とするものであり、また、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

II 用語の定義等

4.本人の同意

医療機関等については、患者に適切な医療サービスを提供する目的のために、当該医療機関等において、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示（院内掲示）により明らかにしておき、患者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられる。

III 医療・介護関係事業者の義務等

5. 個人データの第三者提供/（3）本人の同意が得られていると考えられる場合

④介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないことを踏まえ、事業所内の掲示によるのではなく、サービス利用開始時に適切に利用者から文書により同意を得ておくことが必要である。